

2022年3月15日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第63号

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表

コメントの募集

2019年に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO（Initial Coin Offering。企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。）は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われました。こうした状況を踏まえ、当委員会では、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、検討を重ねてまいりました。

今般、2022年3月11日開催の第475回企業会計基準委員会において、標記の「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2022年6月8日（水）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。

なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては、氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：denshikurokuiten2022@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願いいたします。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではなく、また、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 範囲（本公開草案第 2 項及び第 18 項から第 25 項）

本公開草案は、金商業等府令第 1 条第 4 項第 17 号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象としている。

当初、2019 年 11 月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている基準諮問会議より、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いの検討を求める提言がなされたが、その後、2020 年 5 月に改正施行された金商業等府令において、電子記録移転権利よりも広い概念である「電子記録移転有価証券表示権利等」が定められたことを受けて、電子記録移転権利のみを取り扱うのではなく、より範囲の広い電子記録移転有価証券表示権利等を本公開草案の範囲として取り扱うこととした。

また、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有は、株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合（以下「会社に準ずる事業体等」という。）によって行われることも考えられるが、①会社に準ずる事業体等の会計処理は、関係法令又は実務によっており、会計基準上、必ずしも明らかではないため、これを明らかにすることは本プロジェクトの範囲を超えて基準開発を行うこととなること、及び②当委員会では、基本的に株式会社における処理を明らかにしてきており、会社に準ずる事業体等の会計処理に関する定めは限定的であることから、本公開草案においては、株式会社による発行及び保有の会計処理のみを対象としている。

したがって、本公開草案が提案する会計処理及び開示の定めは、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する株式会社に適用されることとなる。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本公開草案では取り扱わず、別途公表する「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で関係者からの意見を募集することとし、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することとした。

質問 1 (範囲に関する質問)

本公開草案の範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理の基本的な考え方 (本公開草案第 26 項)

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利 (以下「みなし有価証券」という。)のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものに限るとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。参考として、みなし有価証券についての説明を【参考】に記載している。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、その移転がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券 (電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。) と権利の内容は同一と考えられるため、本公開草案では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に取り扱うことを提案している。

■ 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理 (本公開草案第 4 項から第 6 項及び第 27 項から第 31 項)

上記のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)また、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて、以下「金融商品会計基準等」という。)上の有価証券を発行する場合は、従来のみなし有価証券を発行する場合と同様の会計処理を行うことを提案している。

ここで、一部の信託受益権については、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われていないため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、本公開草案では株式会社による会計処理のみを対象とすることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない。

質問 2 (電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する質問)

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ **電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理（本公開草案第 7 項から第 10 項及び第 32 項から第 45 項）**

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、前述の発行の場合とは異なり、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定めることを提案している。

➤ **金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合（本公開草案第 8 項及び第 9 項並びに第 33 項から第 42 項）**

金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の貸借対照表価額の算定及び評価差額の会計処理については、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様に、金融商品会計基準第 15 項から第 22 項及び金融商品実務指針の定めに従うことを提案している。

一方、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識については、次のとおり、本実務対応報告において別途の定めを置くことを提案している。

（発生及び消滅の認識）

電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について金融商品実務指針第 22 項における約定日基準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断が困難である可能性がある。

そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準が定める原則に従って行うこととするが、その売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合に限り、売買契約を締結した時点において認識することを提案している。

ここで、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる。また、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる。さらに、売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる。

➤ **金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合（本公開草案第 10 項及び第 43 項から第 45 項）**

一部の信託受益権については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない場合があり、これらの会計処理については、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報告」という。）に定めがある。

ここで、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、金融商品取引法上の従来のみなし有価証券と同一であると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する前述の信託受益権を保有する場合の会計処理についても、金融商品実務指針及び信託報告の定めに従うことを提案している。

しかしながら、発生及び消滅に関しては、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることから、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異なる定めを置くことを提案している。そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の定めに従うことを提案している。

質問 3（電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する質問）

本公開草案の電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
--

■ **開示（本公開草案第 11 項及び第 12 項並びに第 46 項）**

電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、従来のみなし有価証券と同一であると考えられ、電子記録移転有価証券表示権利等の開示に関して、みなし有価証券を発行又は保有する場合に適用される開示の定め（発行の場合は、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部に表示に関する会計基準」、企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」等における定め、保有の場合は、金融商品会計基準、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」等における定め）に従うことにより、有用な情報が開示されるものと考えられる。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とすることを提案している。

質問 4（開示に関する質問）

本公開草案の表示及び注記事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 適用時期（本公開草案第 13 項及び第 47 項）

本実務対応報告は、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識について、金融商品会計基準等とは別途の定めを置いていることから、本実務対応報告の適用にあたっては、一定の周知期間を設けることが有用と考えられる。そのため、2023 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用することを提案している。

また、2019 年に改正された金融商品取引法は既に 2020 年 5 月より施行されており、本実務対応報告を速やかに適用することへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することを認めることを提案している。

質問 5（適用時期に関する質問）

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ その他

質問 6（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

以 上

【参考】みなし有価証券について

金融商品取引法第 2 条第 2 項では、みなし有価証券として、次のものが含まれるとされている。

(1) 次の有価証券¹に表示されるべき権利（有価証券表示権利）のうち、当該権利を表示する当該有価証券が発行されていないもの

- ・ 国債証券
- ・ 地方債証券
- ・ 社債券
- ・ 株券又は新株予約権証券
- ・ 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券

(2) 次に掲げる権利²

- ・ 信託の受益権
- ・ 持分会社の社員権
- ・ 民法上の任意組合契約に基づく権利、商法上の匿名組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち、いわゆる集団投資スキーム持分に該当するもの³

以 上

¹ 一部の有価証券のみ記載している。

² 一部の権利のみ記載している。

³ 金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号の要件を満たすものがみなし有価証券に含まれる。